

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人の亡夫（以下「被災者」という。）に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 被災者は、平成〇年〇月〇日、Aに所在し、土木工事業を営む会社B（以下「会社」という。）に雇用され、会社工事部主任として、現場管理、測量等の業務に従事していた。

2 被災者は、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、会社資材置場において、車両に資材を積み込むための準備作業を行っていたところ、突然倒れ、C病院に救急搬送されたが、同日、同病院で死亡した。

死亡診断書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、直接死因：くも膜下出血、死因の種類：病死及び自然死、主要所見：血性心嚢液貯留、大動脈解離や心筋梗塞は否定的、右心房表面に出血」と記載されている。

3 本件は、被災者が同人に発症した疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病及び発症時期については、その症状経過等からみて、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、平成〇年〇月〇日にくも膜下出血（以下「本件疾病」という。）を発症したものと判断する。

なお、請求人は、要旨、本件疾病は、資材置場で転倒して頭部を打撲したため発症した可能性も考えられると主張しているが、D医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、要旨、体表面には外傷を示唆する所見はなく、外傷によるものとはいえないとの意見を述べていることから、被災者の本件疾病は負傷に起因するものとは認められない。

(2) 本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、要旨、被災者は、本件疾病発症前3か月間にわたり、土地勘もなく、慣れない環境にある〇地方の現場で就労し、その間、現場監督を任されて、従来経験したことのない夜間帯に勤務し、また、〇地方への往復は、長時間フェリーに乗船するとともに、上司や同僚を乗せて自ら会社所有の自動車を運転するなど、身体的・精神的な負担が大きかったなどと主張しているので、認定基準に基づいて、以下検討する。

(4) 異常な出来事に遭遇したか否かについては、請求人の申立てや申述及びEの申述並びにF取締役及びG部長の申述のほか、同部長作成の報告書をみても、

決定書理由に説示するとおり、被災者が本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇したという事実は認められない。

- (5) 被災者の労働時間についてみると、監督署長は、工事作業日報に記載された始業時刻及び終業時刻並びに被災者が手帳に記録していた同時刻を基に集計するとともに、○地方への出張のために移動していた時間については、実作業を伴うことなく、自由に利用できるフェリー乗船中の時間を除き、被災者が会社所有の自動車を運転していた時間を同乗者であるF取締役の申述や地図サイト等によって算出した上で、当該時間を労働時間に含めて集計しており、その時間数は被災者の就労実態をおおむね反映したものと判断されるから、当審査会としても、監督署長が認定した労働時間は妥当なものであると判断する。

なお、請求人は、要旨、○地方への出張期間中における被災者の手帳や工事作業日報に記載された労働時間数は、被災者の労働時間を正確に反映しておらず、また、被災者が持ち帰り残業をしていた可能性もあるなどと主張するとともに、当審査会に対し、○地方への出張のために被災者が運転していた会社所有の自動車のETCカードの履歴を確認し、現場での正確な作業終了時刻を調査すべきであると主張している。

しかしながら、請求人は、○地方への出張期間中における被災者の各労働日ごとの具体的な労働時間数を主張しておらず、しかも、被災者の手帳や工事作業日報に記載された労働時間が不正確であるとする請求人の主張も、H社長に確認したとはいえ、それは電話によるものにすぎず、被災者と一緒に出張・宿泊していたF取締役が始業時刻及び終業時刻について具体的に述べていることからすると、客観的で具体的かつ明確な根拠に基づくものとはいえない。また、被災者と自宅に同居していたEは、要旨、被災者は持ち帰り残業をしていたことはないと述べており、被災者が具体的に持ち帰り残業をしていたとする証拠は認められない。被災者の労働時間については、当審査会として、請求人の主張をはじめ会社関係者の申述のほか、一件記録を十分精査した上で、上記のとおり判断したものであって、改めて請求人の主張する資料を調査する必要はないものと判断する。

- (6) 監督署長が認定した上記労働時間数に基づき、短期間の過重業務についてみると、被災者の本件疾病発症前1週間の労働時間は、総労働時間が37時間であって、2日間の休日が確保されていることから、決定書理由に説示するとお

り、被災者は本件疾病発症前1週間において特に過重な業務に従事したものと認められない。

(7) 長期間の過重業務については、被災者の本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間数は63時間30分であって100時間を超えておらず、また、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最大で63時間45分であって80時間を超えていないことから、業務と発症との関連性が強いものと評価することはできず、決定書理由に説示するとおり、被災者は本件疾病発症前6か月間において特に過重な業務に従事したものと認められない。

(8) 労働時間以外の負荷要因について、請求人は、要旨、被災者にとって、冬期から春期にかけての長期間にわたり、慣れない土地で現場監督として勤務したり、同乗者の生命を預かって自動車を長時間運転したりすることは責任重大であり、また、被災者には神経質な一面があることから、勤務時間帯が変わったり、フェリー内で宿泊することはかなりのストレスとなったなどと主張している。

この点について、F取締役は、要旨、〇地方の現場では、夜勤時の作業は大変ではあったが、仕事をする上でつらいという気温ではなく、精神的な緊張を伴う業務ではなかったし、被災者も何ら不満等を言っておらず、また、被災者が出張期間中に自動車を運転したのは3時間ないし4時間程度であって、フェリー内での睡眠も取れていたと思うし、食事も普通に食べており、被災者自身も何も言っていなかったと述べているほか、被災者は、〇〇への出張は今回で3回目であったとされている。

これらの事情を総合すると、被災者の〇地方への出張や同地方の現場における作業が、本件疾病の発症をもたらすような過重な身体的又は精神的負荷となったものとまでは認められない。

(9) 以上からすると、被災者に発症した本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められないことから、業務による過重な負荷が有力な原因となって発症したものとはいえず、業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右

するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。